

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	飯田市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.iiida.lg.jp/site/mynumber/mynumber-jyouhourenkei101.html

執行機関名 飯田市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)(移動支援)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯田市個人番号の利用等に関する条例(平成27年飯田市条例第33号)別表第2第13の項法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)(移動支援)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第1条	飯田市障害者地域生活支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例(平成18年飯田市条例第50号)第1条、第3条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(第1条)この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく地域生活支援事業及び法の施行に関する事項を定めるものとする。 (第3条)市は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、自立支援給付及び地域生活支援事業が総合的かつ計画的に行われるために必要な措置を講ずるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		飯田市障害者地域生活支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例 飯田市障害者地域生活支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例施行規則(平成18年規則第30号) 飯田市障害者地域生活支援事業に関する要綱(平成18年告示第75号)